

公告(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)

次のとおり公告(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)に付します。

詳細は公告(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)別紙を参照すること。

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 1       | 公告日   | 令和04年09月05日(月)  |
| 2       | 契約職   | 東日本本部長 渡辺 志津男   |
| 3       | 事業概要  |   |
| 3.1     | 事業名   | 瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区)アクアパークみずほ整備事業  |
| 3.2     | 事業箇所  | 岐阜県瑞穂市牛牧地内  |
| 3.3     | 施設名   | アクアパークみずほ   |
| 3.4     | 処理方式  | 水処理(高度処理)・汚泥処理  |
| 3.5     | 水量・能力   |   |
| 3.5.1   | 全体計画水量  | 19,600 m <sup>3</sup> /日  |
| 3.5.2   | 今回対象水量  | 2,450 m <sup>3</sup> /日   |
| 3.6     | 事業内容  | 高度処理水処理施設(新設)・汚泥処理施設(新設)  |
| 3.7     | 対象工事  | 【機械設備工事】水処理設備 一式、汚泥処理設備 一式、その他付属設備 一式<br>【土木工事】処理施設工一式、場内整備工一式<br>【建築工事】建築工事一式、<br>【建築機械設備工事】建築機械設備工事一式、<br>【建築電気設備工事】建築電気設備工事一式<br>【電気設備工事】電気設備工事 一式 |
| 3.8     | 事業期間  |   |
| 3.8.1   | 今回事業期間  | 基本協定締結日の翌日から令和09年03月10日(水)まで  |
| 3.8.2   | 実施設計期間  |   |
| 3.8.2.1 | 期限  | 令和06年01月19日(金)まで  |
| 3.8.2.2 | 内容  | 実施設計 一式   |
| 3.8.3   | 工事期間  |   |
| 3.8.3.1 | 期限  | 令和09年03月10日(水)まで  |
| 3.8.3.2 | 内容  | 3.7のとおり   |
| 3.9     | その他   |   |
| 3.9.1   | 事業者選定方式   | 技術提案・交渉方式   |
| 3.9.2   | 総合評価方式の試行工事   | 無   |
| 3.9.3   | 総合評価(施工体制確認型)の試行工事  | 無   |
| 3.9.4   | 特別重点調査を試行する工事   | 無   |
| 3.9.5   | 「マネジメント難工事指定」対象工事   | 無   |
| 3.9.6   | VE試行工事  | 無   |
| 3.9.7   | 入札前に予定価格を公表   | 無   |
| 3.9.8   | デザイン・ビルド方式の工事   | 無   |
| 3.9.9   | 監理技術者の緩和  | 無   |
| 3.9.10  | 「週休2日制適用工事」試行対象工事   | 無   |
| 3.10    | 特許  | 無   |
| 4       | 競争参加資格(認定資格)  |   |
|         | <p>単体有資格者にあつては、4.1.1に記載する条件をすべて満たす者であること。<br/>                 特定建設共同企業体(甲型)にあつては、4.2.1に記載する条件を全て満たす代表者と、4.3.1に記載する条件を全て満たす代表者以外の1者との組み合わせによる。<br/>                 特定建設共同企業体(乙型)にあつては、4.4.1に記載する条件(担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。)を全て満たす代表者と、4.5.1、4.5.2、4.5.3、4.5.4、4.5.5に記載する条件を満たす代表者以外の組合せによる。なお、代表者以外の業者は、担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。(構成員数は限定しない。ただし、担当する工事内容は重複しないこと。また、担当する工事内容において、製作と施工は一体不可分とする。)</p> |   |
| 4.1     | 単体有資格業者   |   |
| 4.1.1   | その1   |   |
| 4.1.1.1 | 一般競争参加資格の認定工事種別   | 下水処理設備工事  |
| 4.1.1.2 | 経営事項評価点数  | 1,100点以上  |
| 4.1.1.3 | 建設業の許可の業種   | 機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事及び建築工事、かつ電気工事業  |
| 4.1.1.4 | 建設業の許可を有する営業所等の所在地  | —   |

公告(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)

|         |                         |   |
|---------|-------------------------|---|
| 4.2     | 特定建設共同企業体(甲型)・代表者       |   |
| 4.2.1   | その1                     |   |
| 4.2.1.1 | 一般競争参加資格の認定工事種別         | 下水処理設備工事  |
| 4.2.1.2 | 経営事項評価点数                | 1,100点以上  |
| 4.2.1.3 | 建設業の許可の業種               | 機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事及び建築工事、かつ電気工事業                          |
| 4.2.1.4 | 建設業の許可を有する営業所等の所在地      | —   |
| 4.3     | 特定建設共同企業体(甲型)・代表者以外     |   |
| 4.3.1   | その1                     |   |
| 4.3.1.1 | 一般競争参加資格の認定工事種別         | 下水処理設備工事  |
| 4.3.1.2 | 等級区分                    | A等級   |
| 4.3.1.3 | 建設業の許可の業種               | 機械器具設置工事業または水道施設工事業   |
| 4.3.1.4 | 建設業の許可を有する営業所等の所在地      | 関東地方、北陸地方、中部地方  |
| 4.4     | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者       |   |
| 4.4.1   | その1                     |   |
| 4.4.1.1 | 一般競争参加資格の認定工事種別         | 下水処理設備工事  |
| 4.4.1.2 | 経営事項評価点数                | 1,100点以上  |
| 4.4.1.3 | 建設業の許可の業種               | 機械器具設置工事業または水道施設工事業   |
| 4.4.1.4 | 建設業の許可を有する営業所等の所在地      | —   |
| 4.5     | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外     |   |
| 4.5.1   | その1(その2以外の土木工事を施工する者)   |   |
| 4.5.1.1 | 一般競争参加資格の認定工事種別         | 一般土木工事  |
| 4.5.1.2 | 格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数    | 一般土木工事・A等級又はB等級・要件なしただし、代表者(乙型)が施工する場合は問わない。                        |
| 4.5.1.3 | 事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否   | 営業所・土木工事業   |
| 4.5.1.4 | 上記事業所の所在地               | 岐阜県内  |
| 4.5.2   | その2(場内整備工一式の土木工事を施工する者) |   |
| 4.5.2.1 | 一般競争参加資格の認定工事種別         | 一般土木工事  |
| 4.5.2.2 | 格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数    | 一般土木工事・A等級、B等級又はC等級・要件なしただし、代表者(乙型)が施工する場合は問わない。                    |
| 4.5.2.3 | 事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否   | A等級、B等級は営業所・土木工事。C等級は本店・土木工事業                                       |
| 4.5.2.4 | 上記事業所の所在地               | A等級、B等級は岐阜県内。C等級は岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡全域(岐南町・笠松町)、本巣郡全域(北方町) |
| 4.5.3   | その3(建築工事を施工する者)         |   |
| 4.5.3.1 | 一般競争参加資格の認定工事種別         | 建築工事  |
| 4.5.3.2 | 格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数    | 建築工事・A等級又はB等級・要件なしただし、代表者(乙型)が施工する場合は問わない。                          |
| 4.5.3.3 | 事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否   | 営業所・建築工事業   |
| 4.5.3.4 | 上記事業所の所在地               | 岐阜県内  |
| 4.5.4   | その4(機械設備工事を施工する者)       |   |
| 4.5.4.1 | 一般競争参加資格の認定工事種別         | 下水処理設備工事  |
| 4.5.4.2 | 等級区分                    | A等級<br>ただし、代表者(乙型)が施工する場合は問わない。                                     |
| 4.5.4.3 | 建設業の許可の業種               | 機械器具設置工事業または水道施設工事業   |
| 4.5.4.4 | 建設業の許可を有する営業所等の所在地      | 関東地方、北陸地方、中部地方  |
| 4.5.5   | その5(電気設備工事を施工する者)       |   |
| 4.5.5.1 | 一般競争参加資格の認定工事種別         | 電気設備工事  |
| 4.5.5.2 | 等級区分                    | A等級<br>ただし、代表者(乙型)が施工する場合は問わない。                                     |
| 4.5.5.3 | 建設業の許可の業種               | 電気工事業   |
| 4.5.5.4 | 建設業の許可を有する営業所等の所在地      | 関東地方、北陸地方、中部地方  |

**公告(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)**

|       |   |  |
|-------|---|--|
| 5     | <p>競争参加資格(施工実績)</p> <p>単体有資格業者にあつては、5.1.1、5.1.2のいずれか及び5.1.3、5.1.4、5.1.5の全てを満たす施工実績を有すること。<br/>                 特定建設共同企業体(甲型)にあつては、5.1.1又は5.1.2のいずれか及び5.1.3、5.1.4、5.1.5の全てを満たす施工実績を有する代表者と、5.2に記載する施工実績を有する代表者以外の1者との組み合わせによる。<br/>                 特定建設共同企業体(乙型)にあつては、5.3のいずれかに該当する施工実績を有する代表者と、5.4、5.5、5.6、5.7に記載する施工実績を有する代表者以外の者との組み合わせによる。<br/>                 なお、特定建設共同企業体(乙型)・代表者が担当する工事内容に機械設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた5.4.1、5.4.2、5.5.1、5.7.1の施工実績を満たすこと。</p> |  |
| 5.1   | 単体有資格業者及び特定建設共同企業体(甲型)・代表者  |  |
| 5.1.1 | ①機械設備工事の下水道施設での元請実績   | 下水道法上の処理場に係る機械設備工事(反応タンク設備及び最終沈殿池設備を含むものに限る。)。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。  |
| 5.1.2 | ②機械設備工事の下水道類似施設での元請実績   | 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(反応タンク設備及び最終沈殿池設備を含むものに限る。)。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。  |
| 5.1.3 | 土木工事での元請実績  | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事。<br>又は 上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の工事(規模要件:有効水槽容量150m <sup>3</sup> 以上)のいずれか。 |
| 5.1.4 | 建築工事での元請実績  | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事。<br>又は公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。  |
| 5.1.5 | 電気設備工事での元請実績  | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。<br>ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。  |
| 5.2   | 特定建設共同企業体(甲型)・代表者以外   |  |
| 5.2.1 | 元請実績  | 下水道法上の施設に係る工事<br>ただし、建築機械設備工事、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。   |
| 5.3   | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者   |  |
| 5.3.1 | ①機械設備工事の下水道施設での元請実績   | 下水道法上の処理場に係る機械設備工事(反応タンク設備及び最終沈殿池設備を含むものに限る。)。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。  |
| 5.3.2 | ②機械設備工事の下水道類似施設での元請実績   | 地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(反応タンク設備及び最終沈殿池設備を含むものに限る。)。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。  |

**公告(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)**

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 5.4     | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(土木工事を施工する者)  |  |
| 5.4.1   | 4.5.1(その1(その2以外の土木工事を施工する者))の者の土木工事での元請実績  | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事。<br>又は 上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の工事(規模要件:有効水槽容量150m3以上)のいずれか。  |
| 5.4.2   | 4.5.2(その2(場内整備工一式の土木工事を施工する者))の者の土木工事での元請実績  | 公共土木構造物(舗装・コンクリート製品設置工の場合を含む。)の実績  |
| 5.5     | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(建築工事を施工する者)  |  |
| 5.5.1   | 建築工事での元請実績   | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事。<br>又は 公共建築物等の新築、増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。   |
| 5.6     | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(機械設備工事を施工する者)  |  |
| 5.6.1   | 機械設備工事での元請実績   | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事のいずれか。<br>ただし、建築機械設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。  |
| 5.7     | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(電気設備工事を施工する者)  |  |
| 5.7.1   | 電気設備工事での元請実績   | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。<br>ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。  |
| 6       | 競争参加資格(配置予定技術者)  |  |
|         | <p>単体有資格業者にあつては、6.1に記載する条件を全て満たす者であること。<br/>                 特定建設共同企業体(甲型)にあつては、6.2に記載する条件を全て満たす代表者と、6.3に記載する条件を全て満たす代表者以外の1者との組み合わせによる。<br/>                 特定建設共同企業体(乙型)にあつては、6.4に記載する条件を全て満たす代表者と、6.5、6.6、6.7、6.8のいずれかの条件を満たす代表者以外の者との組み合わせによる。<br/>                 なお、代表者以外の業者は、担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な配置予定技術者を配置すること。</p> |  |
| 6.1     | 単体有資格業者  |  |
| 6.1.1   | 主任(監理)技術者の現場工事経験   | 機械設備工事(反応タンク設備を含むものに限る。)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。<br>ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。<br>当該工事の施工期間において「土木工事」の工事担当技術者、「建築工事」の工事担当技術者、「電気設備工事」の工事担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。 |
| 6.1.2   | 設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)   | 機械設備工事(反応タンク設備を含むものに限る。)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。<br>ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。   |
| 6.1.2.1 | 設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)   | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。<br>ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。   |
| 6.1.3   | 配置予定技術者の配置予定期間   |  |
| 6.1.3.1 | 主任技術者又は監理技術者の専任  | 要  |
| 6.1.3.2 | 主任技術者又は監理技術者の配置予定期間  | 現場着工から令和09年03月10日(水)まで   |

**公告(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)**

|         |                      |  |
|---------|----------------------|--|
| 6.1.4   | 土木工事担当技術者            |  |
| 6.1.4.1 | 土木工事担当技術者の現場工事経験     | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の工事(規模要件:有効水槽容量75m <sup>3</sup> 以上)のいずれか。                                    |
| 6.1.4.2 | 土木工事担当技術者            |  |
| 6.1.4.3 | 土木工事担当技術者の専任         | 要  |
| 6.1.4.4 | 土木工事担当技術者の配置予定期間     | 土木工事の現場施工に着手する日から土木工事完了まで  |
| 6.1.5   | 建築工事担当技術者            |  |
| 6.1.5.1 | 建築工事担当技術者の現場工事経験     | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事。又は公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。  |
| 6.1.5.2 | 建築工事担当技術者            |  |
| 6.1.5.3 | 建築工事担当技術者の専任         | 要  |
| 6.1.5.4 | 建築工事担当技術者の配置予定期間     | 建築工事の現場施工に着手する日から建築工事完了まで  |
| 6.1.6   | 電気設備工事担当技術者          |  |
| 6.1.6.1 | 電気設備工事担当技術者の現場工事経験   | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。  |
| 6.1.6.2 | 電気設備工事担当技術者          |  |
| 6.1.6.3 | 電気設備工事担当技術者の専任       | 要  |
| 6.1.6.4 | 電気設備工事担当技術者の配置予定期間   | 電気設備工事の現場施工に着手する日から電気設備工事完了まで  |
| 6.2     | 特定建設共同企業体(甲型)・代表者    |  |
| 6.2.1   | 主任(監理)技術者の現場工事経験     | 機械設備工事(反応タンク設備を含むものに限る。)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。当該工事の施工期間において「土木工事」の工事担当技術者、「建築工事」の工事担当技術者、「電気設備工事」の工事担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。 |
| 6.2.2   | 設計担当技術者の設計経験(機械設備工事) | 機械設備工事(反応タンク設備を含むものに限る。)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。   |
| 6.2.2.1 | 設計担当技術者の設計経験(電気設備工事) | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。   |
| 6.2.3   | 配置予定技術者の配置予定期間       |  |
| 6.2.3.1 | 主任技術者又は監理技術者の専任      | 要  |
| 6.2.3.2 | 主任技術者又は監理技術者の配置予定期間  | 現場着工から令和09年03月10日(水)まで   |
| 6.2.4   | 土木工事担当技術者            |  |
| 6.2.4.1 | 土木工事担当技術者の現場工事経験     | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の工事(規模要件:有効水槽容量75m <sup>3</sup> 以上)のいずれか。                                    |
| 6.2.4.2 | 土木工事担当技術者            |  |
| 6.2.4.3 | 土木工事担当技術者の専任         | 要  |
| 6.2.4.4 | 土木工事担当技術者の配置予定期間     | 土木工事の現場施工に着手する日から土木工事完了まで  |
| 6.2.5   | 建築工事担当技術者            |  |
| 6.2.5.1 | 建築工事担当技術者の現場工事経験     | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事又は公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。   |

**公告(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)**

|         |                                 |   |
|---------|---------------------------------|---|
| 6.2.5.2 | 建築工事担当技術者                       |   |
| 6.2.5.3 | 建築工事担当技術者の専任                    | 要   |
| 6.2.5.4 | 建築工事担当技術者の配置予定期間                | 建築工事の現場施工に着手する日から建築工事完了まで   |
| 6.2.6   | 電気設備工事担当技術者                     |   |
| 6.2.6.1 | 電気設備工事担当技術者の現場工事経験              | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。<br>ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。   |
| 6.2.6.2 | 電気設備工事担当技術者                     |   |
| 6.2.6.3 | 電気設備工事担当技術者の専任                  | 要   |
| 6.2.6.4 | 電気設備工事担当技術者の配置予定期間              | 電気設備工事の現場施工に着手する日から電気設備工事完了まで   |
| 6.3     | 特定建設共同企業体(甲型)・代表者以外             |   |
| 6.3.1   | 主任(監理)技術者の現場工事経験                | 下水道法上の施設に係る工事<br>ただし、建築機械設備工事、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。  |
| 6.3.2   | 設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)            | 資格要件・設計経験は不要とする。  |
| 6.3.2.1 | 設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)            | 資格要件・設計経験は不要とする。  |
| 6.3.3   | 配置予定技術者の配置予定期間                  |   |
| 6.3.3.1 | 主任技術者又は監理技術者の専任                 | 要   |
| 6.3.3.2 | 主任技術者又は監理技術者の配置予定期間             | 現場着工から令和09年03月10日(水)まで  |
| 6.4     | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者               |   |
| 6.4.1   | 主任(監理)技術者の現場工事経験                | 機械設備工事(反応タンク設備を含むものに限る。)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。<br>ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。<br>なお、担当する工事内容に機械設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任(監理)技術者をそれぞれ専任で配置すること。   |
| 6.4.2   | 設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)            | 機械設備工事(反応タンク設備を含むものに限る。)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。<br>ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。  |
| 6.4.2.1 | 設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)            | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。<br>ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。<br>なお、担当する工事内容に電気設備工事が含まれない場合は、配置の必要はない。   |
| 6.4.3   | 配置予定技術者の配置予定期間                  |   |
| 6.4.3.1 | 主任技術者又は監理技術者の専任                 | 要   |
| 6.4.3.2 | 主任技術者又は監理技術者の配置予定期間             | 担当する工事の現場施工に着手する日から令和09年03月10日(水)まで   |
| 6.5     | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(土木工事を施工する者) |   |
| 6.5.1   | 主任(監理)技術者の現場工事経験                | 4.5.1(その1(その2以外の土木工事を施工する者))の者の現場工事経験<br>下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の工事(規模要件:有効水槽容量75m <sup>3</sup> 以上)のいずれか。<br>ただし、担当する工事内容に土木工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任(監理)技術者を専任で配置すること。 |
| 6.5.2   | 主任(監理)技術者の現場工事経験                | 4.5.2(その2(場内整備工一式の土木工事を施工する者))の者の主任(監理)技術者の現場工事経験<br>公共土木構造物(舗装・コンクリート製品設置工の場合を含む。)の実績<br>ただし、担当する工事内容に土木工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任(監理)技術者を専任で配置すること。   |

公告(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)

|         |                                   |  |
|---------|-----------------------------------|--|
| 6.5.2   | 配置予定技術者の配置予定期間                    |  |
| 6.5.2.1 | 主任技術者又は監理技術者の専任                   | 要  |
| 6.5.2.2 | 主任技術者又は監理技術者の配置予定期間               | 担当する工事の現場施工に着手する日から完了まで  |
| 6.6     | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(建築工事を施工する者)   |  |
| 6.6.1   | 主任技術者又は監理技術者の工事経験                 | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事。<br>又は 公共建築物等の新築・増設工事、耐震工事又は一般改修の建築工事のいずれか。<br>ただし担当する工事内容に建築工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任(監理)技術者を専任で配置すること。  |
| 6.6.2   | 配置予定技術者の配置予定期間                    |  |
| 6.6.2.1 | 主任技術者又は監理技術者の専任                   | 要  |
| 6.6.2.2 | 主任技術者又は監理技術者の配置予定期間               | 担当する工事の現場施工に着手する日から完了まで  |
| 6.7     | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(機械設備工事を施工する者) |  |
| 6.7.1   | 主任(監理)技術者の工事経験                    | 下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事で特定建設共同企業体内で担当する機械設備工事内容又は機械設備工事(反応タンク設備を含むものに限る。)の工事経験を有する者。<br>ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。<br>また、担当する工事内容に機械設備工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任(監理)技術者を専任で配置すること。 |
| 6.7.2   | 設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)              | 下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における機械設備工事で特定建設共同企業体内で担当する機械設備工事内容又は機械設備工事(反応タンク設備を含むものに限る。)の設計経験を有する者。<br>ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。   |
| 6.7.3   | 配置予定技術者の配置予定期間                    |  |
| 6.7.3.1 | 主任技術者又は監理技術者の専任                   | 要  |
| 6.7.3.2 | 主任技術者又は監理技術者の配置予定期間               | 担当する工事の現場施工に着手する日から完了まで  |
| 6.8     | 特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(電気設備工事を施工する者) |  |
| 6.8.1   | 主任(監理)技術者の工事経験                    | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事のいずれか。<br>ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。<br>また、担当する工事内容に電気設備工事以外の工事の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた資格・実績を持った主任(監理)技術者を専任で配置すること。  |
| 6.8.2   | 設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)              | 下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。<br>ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。   |
| 6.8.3   | 配置予定技術者の配置予定期間                    |  |
| 6.8.3.1 | 主任技術者又は監理技術者の専任                   | 要  |
| 6.8.3.2 | 主任技術者又は監理技術者の配置予定期間               | 担当する設備工事の現場施工に着手する日から完了まで  |
| 7       | 実施設計の競争参加資格及び配置予定技術者              |  |
|         | 募集要項別紙による                         |  |
| 8       | 指名停止及び設計業務の受託者                    |  |
| 8.1     | 日本下水道事業団の指名停止区域                   | 中部区域   |
| 8.2     | 指名停止措置対象団体                        | 瑞穂市  |
| 8.3     | 設計業務等の受託者等                        | (株)NJS、(株)日本総合研究所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業   |

**公告(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)**

|       |                               |  |
|-------|-------------------------------|--|
| 9     | 技術提案・交渉方式                     | 「技術評価点」の最高点を100点とする。<br>評価項目は以下のとおりとする。  |
| 9.1   | 技術提案                          | ①事業に対する理解度、取組提案<br>a)事業環境・地域特性に対する理解度<br>b)本事業に対する取組提案<br>②総合的なコストの削減<br>c)施設のライフサイクルコスト<br>③社会的要請への対応に関する取組提案<br>d)SDGs達成貢献への取組提案<br>④施工上の課題に対する技術提案<br>e)軟弱地盤対策の提案<br>f)工期の確実性への取組提案 |
| 10    | 応募手続き等                        |  |
| 10.1  | 競争参加資格確認申請書に対する質問の提出期間        | 令和04年09月06日(火)から令和04年09月26日(月)まで (原則、電子メールでの受付のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)   |
| 10.2  | 競争参加資格の質問に対する回答日              | 令和04年10月11日(火)   |
| 10.3  | 競争参加資格確認申請書の提出期間              | 令和04年09月05日(月)から令和04年10月18日(火)まで 10時00分～16時00分まで(原則、郵送等のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)  |
| 10.4  | 競争参加資格の有無の確認結果の通知日            | 令和04年11月08日(火)   |
| 10.5  | 競争参加資格がないと認めた者からの理由の説明要求期限日   | 令和04年11月15日(火)16時まで  |
| 10.6  | 競争参加資格がないと認めた者からの説明要求に対する回答日  | 令和04年11月22日(火)   |
| 10.7  | 募集要項等の交付期間                    | 令和04年09月05日(月)から令和05年01月10日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く 06時00分から23時00分まで。)   |
| 10.8  | 募集要項等に対する質問の提出期間              | 令和04年09月06日(火)から令和04年09月29日(木)まで (原則、電子メールでの受付のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)   |
| 10.9  | 募集要項等の質問に対する回答日               | 令和04年10月26日(水)   |
| 10.10 | 技術提案書の提出期間                    | 令和04年09月05日(月)から令和04年11月09日(水)まで 10時00分～16時00分まで(原則、郵送等のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)  |
| 10.11 | 優先交渉者及び次順位以降の交渉権者の通知          | 令和05年01月11日(水)   |
| 10.12 | 次順位以降の交渉権者の通知についての説明要求期限日     | 令和05年01月18日(水)まで   |
| 10.13 | 次順位以降の交渉権者の通知についての説明要求に対する回答日 | 令和05年01月25日(水)   |



**公告(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)**

|      |                         |        |  |
|------|-------------------------|--------|--|
| 11   | 募集要項等に対する質問回答           |        |  |
| 11.1 | 競争参加資格に関する<br>こと        | 担当部局   | 日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所契約課   |
|      |                         | 住所     | 東京都文京区湯島2-31-27湯島台ビル4F   |
| 11.2 | 技術提案に関する<br>こと          | 担当部局   | 日本下水道事業団 東日本設計センター企画調整課  |
|      |                         | 住所     | 東京都文京区湯島2-31-27湯島台ビル5F   |
| 12   | その他                     |        |  |
| 12.1 | 契約書作成の要否                | 要      |  |
| 12.2 | 建設リサイクル法対象              | 適用     |  |
| 12.3 | 支払条件(前払)                | 有      |  |
| 12.4 | 支払条件(中間前払)              | 無      |  |
| 12.5 | 支払条件(部分払)               | 有      |  |
| 12.6 | 火災保険等付保の要否              | 要      |  |
| 13   | 問い合わせ先等                 |        |  |
| 13.1 | 契約締結等に関する<br>こと         | 担当部局   | 日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所契約課   |
|      |                         | 住所     | 東京都文京区湯島2-31-27湯島台ビル4F   |
|      |                         | 電話・FAX | 電話:03-3818-1212 FAX:03-3818-3524   |
| 13.2 | 競争参加資格の確認<br>に関する<br>こと | 担当部局   | 日本下水道事業団 東日本設計センター企画調整課  |
|      |                         | 住所     | 東京都文京区湯島2-31-27湯島台ビル5F   |
|      |                         | 電話・FAX | 電話:03-3818-1448 FAX:03-3818-3536   |
| 13.3 | 募集要項等の交付場<br>所          | 担当部局   | 日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所契約課<br>電話:03-3818-1212<br>ただし、システム操作に関する問い合わせは、電子入札総合ヘルプ<br>デスク(平日09時00分～12時00分、13時00分～17時00分)<br>電話:0570-021-777   |
|      |                         | 交付方法   | 日本下水道事業団ホームページ又は入札情報公開システムよりダウ<br>ンロードして取得すること。  |
|      |                         | URL    | <a href="https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/ppp_pfi_mizuho.html">https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/ppp_pfi_mizuho.html</a><br><a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06A0062006000600">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06A0062006000600</a> |

「3.9 その他」の補足説明

- (1) 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を認めない工事である。

「6.1.1、6.2.1、6.3.1、6.4.1、6.7.1、6.8.1 配置予定技術者の配置予定期間」の補足説明

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等  
が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、  
現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定め、書面で提出す  
ること。

「10.9募集要項等の質問に対する回答日」の補足説明

- (1) 募集要項等に対する質問が多数となった場合に備え、募集要項等に対する質問は、可能な限り早期提出に  
努めること。なお複数回の質問を認める。募集要項等の質問に対する回答を回答日以降に追加する場合が  
ある。

「12 その他」の補足説明

- (1) 契約書案により契約書を作成するものとする。  
(2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特  
定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

「13 問い合わせ先」の補足説明

- (1) 入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない参加者に対しては、日本下水  
道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。

「地方公共団体等」の補足説明

- (1) 地方公共団体等とは、日本下水道事業団、国、地方公共団体及び「公共工事の入札及び契約の適正化の  
促進に関する法律」に定める特殊法人等をいう。

※追記 感染リスク軽減のため、申請資料等の提出にあたっては、当面の間、原則として郵送等での対応とする。郵送等  
とは、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)とする。

上記による他、競争参加資格等その他の事項については、別紙による。

## 公告(建設工事、技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)、事前審査)

## 1 競争参加資格

本事業に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本事業に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 工事請負業者の選定等に関する達(平成6年達第7号。以下「達」という。)第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない単体有資格業者又は特定建設共同企業体であること。
- (2) 単体有資格業者においては日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること。特定建設共同企業体においては日本下水道事業団における本工事に係る特定建設共同企業体として認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)(特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(1(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。(特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。)
- (4) 本工事で指定した日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定工事種別及び等級区分に該当する者で、かつ、必要となる建設業の許可に係る営業所(本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を必要となる所在地に有する者であること。

「建設業の許可を有する営業所等の所在地」に、北海道、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方又は九州地方との記載がある場合、その地方に含まれる都道府県は次のとおりとし、記載された地方のいずれかの都道府県内に必要な許可に係る営業所を有すること。

- ① 北海道
  - ② 東北地方 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
  - ③ 関東地方 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)
  - ④ 北陸地方 (新潟県、富山県、石川県)
  - ⑤ 中部地方 (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
  - ⑥ 近畿地方 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
  - ⑦ 中国地方 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
  - ⑧ 四国地方 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
  - ⑨ 九州地方 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)
  - ⑩ 沖縄県
- (5) 一般競争参加資格の客観的事項について算定した点数(経営事項評価点数)は、本工事で指定した値以上であること。
  - (6) 本工事で求める施工実績は、平成19年度以降に引き渡した建設工事又は機械設備工事又は電気設備工事において、元請として施工した実績(特定、経常又は大手企業連

携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)であること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有していればよい。なお、本工事で求める建設工事の施工実績を選定する際は、別添「建設工事における企業（配置予定技術者）の施工実績（工事経験）に係る要件について」に留意すること。

- (7) 本工事で求める配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、以下のとおりである。

建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐という。」）の配置の有無は、公告、募集要項の3.9その他、及び「3.9その他」の補足説明による。

① 【単体有資格業者又は特定建設共同企業体（甲型・乙型）の代表者】

(イ) 主任技術者又は監理技術者並びに工事担当技術者を本工事現場に専任で配置できること。また、特例監理技術者の場合は専任を求めない。

(ロ) 主任技術者又は監理技術者並びに工事担当技術者を工場製作期間に配置できること。

(ハ) 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者並びに工事担当技術者の工事経験は、平成19年度以降に元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者並びに工事担当技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

(ニ) 主任技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る資格要件を満たす者であること。

(ホ) 監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証（機又は水）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ヘ) 工事担当技術者は、その施工内容に該当する主任技術者または監理技術者であること。

(ト) 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐並びに工事担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

(チ) 単体有資格業者又は特定建設共同企業体の機械設備工事以外の施工内容を実施する場合は、実績を有する各工種の工事担当技術者（乙型にあつては監理技術者）を専任で配置すること。

② 【特定建設共同企業体（甲型）の代表者以外】

施工内容に該当する下記の【機械設備工事】に記載する資格を持った主任技術者又は監理技術者を適切に配置すること。

(イ) 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。また、特例監理技術者の場合は専任を求めない。

(ロ) 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。

- (ハ) 主任技術者、監理技術者の工事経験は、平成19年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

- (二) 主任技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る資格要件を満たす者であること。
- (ホ) 監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証（機又は水）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (ヘ) 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

③ 【特定建設共同企業体（乙型）の代表者以外】

施工内容に該当する下記の【土木工事・建築工事】【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を適切に配置すること。

【土木工事・建築工事】

- 1) 主任技術者又は監理技術者を次のとおり本工事現場に専任で配置できること。  
下請契約の額が4,000万円（建築工事一式の場合は6,000万円）以上となる場合は、監理技術者とする。
- 2) 土木工事の場合、主任技術者または監理技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者並びに土木工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。【土木工事の場合】
  - ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者。
  - ・ 2級建設機械施工技士の資格を有する者。
  - ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

これらと同等以上の資格を有するものとは国土交通大臣が認定した者とする。

土木工事に建築工事を一体として施工を担当する場合は、建築工事の現場施工の全期間にわたり、建築一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有する者を建築工事担当技術者として専任で配置できること。建築工事担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

建築工事の場合の主任技術者または監理技術者は、1級建築士、1級建築施工管理技士、2級建築士、2級建築施工管理技士（種別を「建築」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者並びに建築工事業に係る建設業法第7条第

2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。【建築工事の場合】

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者とする。

建築工事に土木工事を一体として施工を担当する場合は、土木工事の現場施工の全期間にわたり、土木一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有する者を土木工事担当技術者として専任で配置できること。土木工事担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

- 3) 該当する特定建設共同企業体（乙型）の代表者以外にあっては、本工事で求める工事経験を有する主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、平成19年度以降に元請として施工し引渡し完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

本工事で求める工事経験を選定する際は 別添「建設工事における企業（配置予定技術者）の施工実績（工事経験）に係る要件について」に留意すること。

- 4) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 5) 配置予定の主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

#### 【機械設備工事】

- 1) 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。
- 2) 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。
- 3) 主任技術者又は監理技術者の工事経験は、平成19年度以降に、元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

- 4) 主任技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る資格要件を満たす者であること。
- 5) 監理技術者は、監理技術者資格者証（機又は水）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 6) 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

#### 【電気設備工事】

- 1) 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。
- 2) 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。

- 3) 主任技術者又は監理技術者の工事経験は、平成19年度以降に、元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。
- ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に非専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。
- 4) 主任技術者は、電気工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。
- 5) 監理技術者は、監理技術者資格者証（電）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 6) 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- (8) 本工事で求める配置予定の設計担当技術者は、以下のとおりである。
- ①【単体有資格業者又は特定建設共同企業体（甲型・乙型）の代表者】
- (イ) 設計担当技術者の設計経験は、平成19年度以降に元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。
- (ロ) 設計担当技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め、大学（高等専門学校を含む）卒業後3年若しくは高等学校（中等教育学校を含む）卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験、又は機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証（機）を有する者であること。
- (ハ) 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- (ニ) 機械設備工事以外の施工内容を実施する場合は、その施工内容に該当する下記の【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った設計担当技術者を配置すること。
- なお、特定建設共同企業体（乙型）にあつては、設計担当技術者は代表者又は代表者以外から求めることができる。
- ②【特定建設共同企業体（甲型）の代表者以外】
- (イ) 設計担当技術者は、特定建設共同企業体（甲型）の代表者以外からは求めるが資格要件および設計経験は問わない。
- (ロ) 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- ③【特定建設共同企業体（乙型）の代表者以外】
- (イ) 施工内容に該当する下記の【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った設計担当技術者を配置すること。
- (ロ) 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

**【機械設備工事】**

- 1) 設計担当技術者の設計経験は、平成19年度以降に元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。
- 2) 設計担当技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る主任技術者

に準じる学科を修め、大学（高等専門学校を含む）卒業後3年若しくは高等学校（中等教育学校を含む）卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験、又は機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証（機）を有する者であること。

【電気設備工事】

- 1) 設計担当技術者の設計経験は、平成19年度以降に元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。
  - 2) 設計担当技術者は、1(7)と同等以上の者であること。ただし、自家発電設備の工事経験を求める場合で、配置予定の設計担当技術者が自家発電設備の設計経験を有していない場合は、別に設計経験を有する者を配置すること。ただし、この場合は別に配置する自家発電設備の設計経験を有している者を担当技術者としてCORINSに登録すること。
- (9) 日本下水道事業団が発注した工事における工事成績評定通知書に記載されている評定点の平均が過去2年間（令和元年10月01日～令和03年09月30日に工期末の完成工事）日に工期末の完成工事）連続して60点未満でないこと。
- (10) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を指定された区域で受けていないこと、又は入札公告に示した地公共団体からの指名停止の措置を受けていないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。
- 「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。
- ① 北海道 （北海道）
  - ② 東北区域 （青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
  - ③ 関東区域 （茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
  - ④ 北陸区域 （新潟県、富山県、石川県）
  - ⑤ 中部区域 （岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
  - ⑥ 近畿区域 （福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
  - ⑦ 中国区域 （鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
  - ⑧ 四国区域 （徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
  - ⑨ 九州区域 （福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
- (11) 本事業に係るアドバイザー業務の受託者及びその協力会社である(株)NJS、(株)日本総合研究所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業並びにこれらの者と資本又は人事等において関連のある者でないこと。なお、資本若しくは人事面において関連があるとは、以下のいずれかに該当するものである。

- ① 上記の企業等の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合
  - ② 建設企業の代表権を有する役員が、上記の企業の代表権を有する役員を兼ねている場合
- (12) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (13) 要求水準書の定めにより提出された技術提案書が優良であり、かつ要求水準書で定める条件を全て満たしていること。
- ① 技術提案書は、募集要項等に定める内容を全て記載して提出すること。
  - ② 技術提案書の記載内容は、当該施設、躯体構造などに適合したものであること。
  - ③ 技術提案書に係る技術対話は必要により行う。
  - ④ 本事業に係る概算事業費の内、工事分は 3,300 百万円（消費税及び地方消費税を除く）とする。なお、設計業務において設計・施工条件の見直しがなされた場合、概算事業費の見直しを行うものとする。また、実施設計費は、概算動員数は約 1,000 人を想定している。
- (14) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

## 2 募集及び選定に関する事項

事業団は、本事業の参画を希望する応募者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者を決定する。

募集及び選定方法は、募集要項（別紙）による。

## 3 応募手続き等

### (1) 担当部局

- ① 契約締結等に関すること。

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル 4階  
日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 契約課  
電話 03-3818-1212

- ② 競争参加資格の確認に関すること。

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル 5階  
日本下水道事業団 東日本設計センター 企画調整課  
電話 03-3818-1448

### (2) 募集要項等の交付場所

- ① 交付場所及び方法

公告、募集要項の「募集要項等の交付場所」に示した入札情報公開システムアドレスからダウンロードして取得すること。

### (3) 申請書及び技術提案書の提出方法及び場所

- ① 提出方法 原則、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）のみとし、ファックスによるものは受け付けない。



② 提出場所

3 (1)②に同じ

③ 当面の間、申請資料等の提出は、原則として郵送等での対応とする。郵送物と同じ内容のPDFファイルを次のメールアドレスまで送付すること。

「jshigashi-kikaku-koji2@jswa.go.jp」

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

① 契約保証金 納付（保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店）。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 応募の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした応募、申請書及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札、現場説明書及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、開札の時ににおいて1に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(4) 配置技術者の確認

優先交渉権者の決定後、（一財）日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」等により、配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(5) 関連情報の照会窓口 3 (1)に同じ。

(6) 詳細は募集要項による。

別添

**建設工事における企業（配置予定技術者）の施工実績（工事経験）に係る要件について**

## 1. 企業の施工実績

本工事で求める施工実績を選定する際は以下に留意すること。

- ・ 構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、施工実績として掲げる工事は少なくとも本体構造物の築造を含むものであること。本体構造物を築造した工事の施工実績であれば、基礎杭工や土留工などが別工事となっても、それら別工事の施工実績は求めない。
- ・ 構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、施工実績として掲げる工事は本体構造物の築造に関して一貫したものであること。すなわち、本体構造物が複数工事で分割施工されている場合、分割されたうちの一部の工事のみの施工では施工実績として認めない。
- ・ 補修工事などの付帯的な工事は施工実績として認めない。

## 2. 配置予定技術者の工事経験

本工事で求める工事経験を選定する際は以下に留意すること。

- ・ 1に掲げる留意事項は、“施工実績”を“工事経験”と読み替え、配置予定技術者の工事経験についても適用される。
- ・ 構造物の新設・増設を施工実績として求める工事において、配置予定技術者が工事経験として掲げる工事の一部期間しか従事していない場合は、1に掲げる留意事項が従事期間に対して満足されていること。
- ・ 構造物の耐震改修あるいは改修を施工実績として求める工事については、配置予定技術者が構造物の耐震改修あるいは改修の現場着手からその構造物の耐震改修あるいは改修の現場作業がすべて完了するまで従事したと判断できるものであること。
- ・ 上に掲げる以外の施工を施工実績として求める工事については、配置予定技術者が一連の施工に主体的に従事したと判断できるものであること。
- ・ 特殊な技術を要する工事の施工経験については、配置予定技術者が当該技術による施工の現場着手から当該技術による現場作業がすべて完了するまで従事したと判断できるものであること。